

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更新旧対照表

変更案	現 行
<p>(特別教育)</p> <p>第 13 条 会員は、従業員を次の各号に掲げる業務に就かせるときは、当該従業員に対して特別教育を行わなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務</u></p> <p>(9) <u>テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）</u></p> <p>第 14 条 前条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 9 号までの業務に係る特別教育にあっては、学科教育及び実技教育により、同条第 6 号の業務に係る特別教育にあっては、学科教育により、それぞれ法令等の定めに従って行わなければならない。</p>	<p>(特別教育)</p> <p>第 13 条 会員は、従業員を次の各号に掲げる業務に就かせるときは、当該従業員に対して特別教育を行わなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(保護帽の着用)</p> <p>第 31 条 会員は、従業員に次の各号に掲げる作業を行わせるときは、<u>墜落時保護用の保護帽を正しく着用させなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>テールゲートリフターによる荷の積卸作業</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(保護帽の着用)</p> <p>第 31 条 会員は、従業員に次の各号に掲げる作業を行わせるときは、<u>墜落時保護用及び飛来落下物用の保護帽を正しく着用させなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(作業開始前点検)</p> <p>第 34 条 会員は、従業員に次の各号に掲げる機械器具を用いて作業を行わせるときは、作業を開始する前に、当該機械器具の異常の有無を点検させなければならない。</p> <p>(1) 車両系荷役運搬機械等 <u>（当該車両に装着されている荷役装置を含む。）</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>(作業開始前点検)</p> <p>第 34 条 会員は、従業員に次の各号に掲げる機械器具を用いて作業を行わせるときは、作業を開始する前に、当該機械器具の異常の有無を点検させなければならない。</p> <p>(1) 車両系荷役運搬機械等</p> <p>(2)～(9) (略)</p>
<p>(昇降設備)</p>	<p>(昇降設備)</p>

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更新旧対照表

変更案	現 行
<p>第39条 会員は、最大積載量が<u>2トン</u>以上の貨物自動車について、荷の<u>積卸作業</u>(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業並びにロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。以下同じ。)を行うときは、墜落による危険の生ずるおそれがない場合を除き、<u>従業員が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するため、固定はしご、移動はしご等（「昇降設備」という。）を備え、従業員に使用させなければならない。</u></p> <p>2 会員は、最大積載量<u>2トン</u>未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備を使用させること。</p> <p>(その他墜落・転落防止措置)</p> <p>第47条の2 会員は、従業員に荷の積卸作業を行わせるときには、墜落・転落災害を防止するため、第39条から第47条までに定める事項を行わせるほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合には、当該墜落制止用器具を使用すること。</u></p>	<p>第39条 会員は、最大積載量が<u>5トン</u>以上の貨物自動車について、荷の<u>積卸し作業</u>(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業並びにロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。以下同じ。)を行うときは、墜落による危険の生ずるおそれがない場合を除き、<u>従業員が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するため、固定はしご、移動はしご又は踏み台等（以下「昇降設備」という。）を備え、従業員に使用させなければならない。</u></p> <p>2 会員は、最大積載量<u>5トン</u>未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備を使用させること。</p> <p>(その他の墜落・転落防止措置)</p> <p>第47条の2 会員は、従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、墜落・転落災害を防止するため、第39条から第47条に定める事項を行わせるほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>安全帯を取り付ける設備がある場合には、安全帯を使用すること。</u></p>
<p>(テールゲートリフターによる荷の積卸作業)</p> <p>第47条の4 会員は、従業員にテールゲートリフターによる荷の積卸作業を行わせるときは墜落・転落災害等を防止するため、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1) <u>テールゲートリフターの動作時は昇降板に搭乗しないこと。</u></p> <p>(2) <u>テールゲートリフターの最大荷重を遵守すること。</u></p> <p>(3) <u>できるだけ水平な場所で使用すること。</u></p> <p>(4) <u>ロールボックスパレット等（6輪台車、4輪台車及び台車を含む。以下同じ。）のキャスター付きの荷を取り扱うときは昇降板の下降時や地面接地時の運搬での逸走に注意すること。</u></p> <p>(5) <u>荷台から昇降板に移動するときは必ず昇降板が荷台の高さにあることを確認すること。</u></p>	<p>(新設)</p>

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更新旧対照表

変更案	現 行
(6) 作業開始前の地面接地時にキャスター停止パを展開すること。	
(7) ロールボックスパレット等のキャスター付きの荷を取り扱うときは、脱輪防止のためにキャスタースッパに加えてサイドガードを装備した上で使用すること。	
(8) キャスター車輪径がキャスター停止パ及びサイドガードに適合しているか確認すること。	
(9) テールゲートリフターを操作する際は昇降板から離れて行うこと。また昇降板から目を離さないこと。	
(10) 荷は昇降板のできる限り荷台寄りの左右中央部に配置すること。	
(11) みだりに昇降板の端部に立たないこと。	
(12) 荷台から昇降板にロールボックスパレット等を移動する場合、荷台側から押し、地面側を背にした移動（後ずさり）はしないこと。	
(13) ロールボックスパレット等のキャスター付きの荷を取り扱うときはキャスターロックを必ず使用し、逸走防止措置を行うこと。	
(14) ロールボックスパレット等は長辺側が車両の前後方向になるよう配置すること。	
 (フォークリフトの使用)	
第49条 会員は、従業員にフォークリフトを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。	
(1)～(3) (略)	
(削る)	
 (4) フォークは、パレット、スキッド等に十分差し込むこと。	
(5)～(7) (略)	
(8) 作業開始前点検を確実に行うこと。	
 (フォークリフトの運転の業務)	
(フォークリフトの使用)	
第49条 会員は、従業員にフォークリフトを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。	
(1)～(3) (略)	
(4) 進行方向を見通せないかさ高な荷を運搬するとき（第51条第1項第6号に規定する場合を除く。）は、後進運転をするか、又は誘導者に誘導を行わせて前進運転すること。	
(新設)	
(5)～(7) (略)	
(新設)	
 (フォークリフトの運転の業務)	

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更新旧対照表

変更案	現 行
<p>第 51 条 会員は、従業員にフォークリフトの運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) <u>保護帽、安全靴等保護具を正しく着用し、シートベルトを着用すること。</u></p> <p>(2) <u>フォークリフト運転技能講習修了証を携帯すること。</u></p> <p>(3) <u>作業場で定められた制限速度以内で走行すること。</u></p> <p>(4) <u>進行方向を見通せないかさ高な荷を運搬するとき（第 51 条第 1 項第 9 号に規定する場合を除く。）は、後進運転をするか、又は誘導者に誘導を行わせて前進運転をすること。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 荷を積載してこう配の急な場所を走行するときは、マストを後傾し、かつ、登るときは前進し、降りるときは後進すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手車及び手押車の使用)</p> <p>第 62 条 会員は、従業員に手車及び手押車を用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(ロールボックスパレット等の使用)</p> <p>第 62 条の 2 会員は、従業員にロールボックスパレット等を用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>ロールボックスパレット等に激突等した場合に備え、手袋を着用し、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。なお、保護帽を着用することが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>ロールボックスパレット等を移動させる場合は、原則として前方に押して動かすこととし、状況に応じて、3つの基本操作（「押し」・「引き」・「よこ押し」）を併用すること。</u></p> <p>(3) <u>トラックの荷台からロールボックスパレット</u></p>	<p>第 51 条 会員は、従業員にフォークリフトの運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1) <u>フォークは、パレット、スキッド等に十分差し込むこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 荷を積載してこう配の急な場所を走行するときは、マストを後傾し、かつ、登るときは前進し、降りるときは後進すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手車及び手押車の使用)</p> <p>第 62 条 会員は、従業員に手車、手押車及びロールボックスパレットを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(ロールボックスパレットの使用)</p> <p>第 62 条の 2 会員は、従業員にロールボックスパレットを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>移動経路の整理整頓をすすめること。</u></p> <p>(2) <u>必ず両手で作業すること。</u></p> <p>(3) <u>3つの基本操作（「押し」・「引き」・「よこ押し」）を併用すること。</u></p>

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更新旧対照表

変更案	現 行
<p><u>等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。</u></p> <p>(4) <u>ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。</u></p> <p>(5) <u>ロールボックスパレット等を移動させないとときは、必ずキャスターロックを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターロックが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>見通しの悪い場所では一時停止して確認するか、声をかけること。</u></p> <p>(7) <u>停止するときやカーブを曲がる場合は、2メートルほど前から減速すること。</u></p> <p>(8) <u>重量が重いロールボックスパレット等の移動は、2人で行うこと。</u></p> <p>(9) <u>荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。</u></p> <p>(10) <u>ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。</u></p> <p>(11) <u>ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜ができるだけなくすこと。</u></p> <p>(12) <u>定期的にロールボックスパレット等の不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用しないこと。</u></p> <p>(13) <u>ロールボックスパレット等に不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。</u></p> <p>(14) <u>最大積載重量を遵守するとともに、偏荷重が生じないようにすること。</u></p> <p>(15) <u>必ず両手で作業すること。</u></p> <p>(16) <u>ロールボックスパレット等を移動させるときは走らないこと。</u></p>	<p><u>し」を状況に応じて併用すること。</u></p> <p>(4) <u>重量の重いロールボックスパレットは、2人以上で作業すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>見通しの悪い場所では一時停止して確認するか、声をかけること。</u></p> <p>(新設)</p>

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更新旧対照表

変更案	現 行
(逸走防止) 第 67 条の 2 (略) <u>2 会員は、エンジンを停止して運転位置を離れると作業装置を運転することができない貨物自動車について、当該貨物自動車の運転者が作業装置の運転のために運転位置から離れる場合は、当該運転者に、エンジンの停止以外の逸走防止措置を確実に講じさせなければならない。</u>	(逸走防止) 第 67 条の 2 (略) (新設)
(高温多湿作業場所での作業) 第 76 条の 2 会員は、高温多湿作業場所において荷の取扱作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。 (1) WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度 (単位 : ℃)) 値を作業中に測定するよう努め、当該値の低減に努めること。 (2) 従業員の休憩場所の整備等に努めること。 (3) 作業の休止時間及び休憩時間を確保し、作業を連続して行う時間を短縮すること。また、身体作業強度 (代謝率レベル) が高い作業を避け、作業場所を変更すること。 (4) 計画的に暑熱順化 (熱に慣れ当該環境に適応すること) 期間を設けること。 (5) 水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、従業員の定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。 (6) 透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。 (7) 従業員の定期的な水分及び塩分の摂取の確認を行い、健康状態を確認するとともに、従業員に体調管理を十分に行わせ、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合は、速やかに報告するよう指導すること。	(暑熱な環境下での作業) 第 76 条の 2 会員は、高温多湿作業場所において荷の取扱い作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、必要な対策を講じなければならない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)